○総務省・経済産業省告示第五号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十六年二月四日付けで業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月二十日

総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
経済産業大臣　茂木　敏充

1　特定認証業務の名称　TOINX電子入札対応認証サービス
2　特定認証業務を行う者の名称　東北インフォメーション・システムズ株式会社
3　特定認証業務を行う者の住所　宮城県仙台市青葉区中央二丁目9番10号
4　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA－1で変換した値（16進数）　452F　A231　C22A　A9F1　E6D0　76FA　A8AC　F02D　5AD8　0ADE
5　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA－1で変換した値（16進数）　5679　585E　CADF　0130　5B05　2D9B　56A3　D549　3F98　5970
6　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA－256で変換した値（16進数）　1796　3A0A　C483　A83B　22B5　FA56　7435　2E71　56DE　0519　0A97　39AC　37D6　2F0E　A50C　D3B0
7　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA－1で変換した値（16進数）　F2F1　180F　43EB　E118　D575　4DDE　67E9　F146　F6B6　3A63
8　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA－256で変換した値（16進数）　697C　13F　AF118　EB4F　88E3　98AC　976A　396A　2E91　7729　399A　1E5E　F688　6FD6　A0BF　589B
9　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA－1で変換した値（16進数）　8F87　7604　5B2F　1CC6　04D6　5BA4　C276　6955　4D49　09F7
10　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA－256で変換した値（16進数）　6620　8152　9D05　9861　8E64　6A99　73A6　B4B4　7D21　7544　8082　64FA　EB24　8B2E　5399　E5E3

○法務省告示第七十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表石原鋼鉄株式会社の項、古宮製本株式会社の項及びロイヤルオートパーツ株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

大同DMソリューション株式会社	大阪府大東市氷野三丁目百五十二番地	鉄工、機械加工

第二号ロの表株式会社ナプロフクシマの項中「株式会社ナプロフクシマ」を「株式会社ナプロアース」に改め、同表に次のように加える。

株式会社キミツコラム	千葉県君津市人見千四十一番地九	鉄工

第三号中「平成二十二年十一月十一日」を「平成二十六年二月二十日」に改める。

○法務省告示第七十二号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十六年二月二十日

法務大臣　谷垣　禎一

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地
公益社団法人経営・労働協会	東京都千代田区三崎町二丁目四番一号

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社大八創	千葉県市原市八幡北町一丁目七番地二十三	型枠施工

三　対象となる者　平成二十六年二月二十日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○財務省・農林水産省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

一中「年一分」を「年九厘」に、「年一分一厘五毛」を「年一分五毛」に、「年二分一厘五毛」を「年二分五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年四厘
七年を超え八年以下	年四厘五毛
八年を超え十年以下	年五厘五毛
十年を超え十二年以下	年六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年七厘五毛
十四年を超え十六年以下	年八厘五毛
十六年を超え二十五年以下	年九厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年四厘
七年を超え八年以下	年四厘五毛

八年を超え十年以下	年五厘五毛
十年を超え十二年以下	年六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年七厘五毛
十四年を超え十六年以下	年八厘五毛
十六年を超え二十五年以下	年九厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・二五パーセント」を「年二・一五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。